

直方市住宅リフォーム補助事業 Q&A

Q 1 担当部署はどこですか。

市役所4階 産業建設部住宅課住宅管理係 (Tel0949-25-2262) になります。

Q 2 申請者の条件は何がありますか。

市内に住宅を所有し、かつそこに居住している方で、この要綱による補助金交付を受けていない方です。（その他、同一世帯の方について、市税等の滞納がないこと、暴力団員でないことなどの条件があります。）

Q 3 補助金の額はいくらですか。

補助対象となる工事代金の10分の1の額（千円未満を切り捨てた額）を補助金として交付します。ただし、10万円を上限とします。

Q 4 補助金はどのような形で支払われますか。

補助金確定後、請求書兼受領委任状を提出して頂いた後、1ヶ月以内に施工業者に対して支払われます。よりまして、申請者から施工業者に対する工事費の支払いは、補助金額分を差し引いた額となります。

Q 5 補助金の受取り人を施工業者ではなく本人にできますか。

できません。施工業者が補助金を申請者に代わり受領することが、補助金交付の条件の一つとなります。

Q 6 どのような工事が対象となりますか。

市内施工事業者が請負う補助対象工事額が10万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く）の工事で、年度末までに完了報告ができる住宅の居住部分の修繕・改修工事が対象となります。

《補助の対象となる工事の例》

- ・台所、浴室、便所等を改修する工事（リフォームに伴う公共下水道への接続工事を含む）
 - ・断熱改修工事、バリアフリー改修工事、耐震改修工事、外壁の張替えや塗装工事 など
- 詳細は「対象工事一覧」をご覧ください。

Q 7 既に実施したリフォーム工事は補助対象となりますか。

既に実施した工事及び着手した工事は対象となりません。交付決定後に着手した工事のみが対象となります。

申請から決定までは3週間程度いただいておりますのでお早めに申請の手続きをお願いします。

Q 8 対象とならない工事は、どのようなものがありますか。

たとえば、次のような工事は対象になりません。

- ・新築や増築等により面積が増える工事
- ・他の補助金を利用して行う工事
- ・下水道つなぎ込みの際の合併浄化槽処理工事
- ・門、塀、車庫などの外構工事 など

詳細は「対象工事一覧」をご覧ください。

Q 9 エアコン等の備品の購入費・設置費は補助対象にならないのですか。

市内の住宅関連産業を通した地域経済の活性化が目的ですので、機器、製品の購入費は対象となりません。

Q 10 市で実施する他の住宅補助制度等と併用は出来ますか。

介護保険の住宅改修並びに、合併処理浄化槽設置補助金、直方市障害者住みよか事業、直方市高齢者住みよか事業等の補助事業との併用はできません。他の住宅改修補助金等を受けた場合は、その対象となった工事費を除いた額が補助対象となります。

ただし、直方市排水設備等改造資金融資あっせん及び利子補給要綱による補助制度に限っては、併用できます。

Q 11 数回に分けて工事を行うことは出来ますか。

補助金が受けられるのは一度きりです。2回目以降の工事は補助金の対象となりません。補助金を受けた次年度以降も補助金を受けることができません。

Q 12 住宅の所有者が一度に複数の自己の住宅の工事を行うことは出来ますか。

複数の住宅を所有の方についても、自己の居住の用に供している住宅に係るリフォーム工事に限り補助の対象となりますので、複数の住宅の工事について補助の対象になることはありません。

Q 13 申請の添付書類が用意できないのですが、申し込み予約はできますか。

申し込み予約は出来ません。必要書類全てをご準備の上、申請してください。

Q14 申請時に添付する工事予定箇所の写真についてはどのように撮影すればいいでしょうか。

建物の全景とリフォーム部分がわかる写真を、それぞれお願ひいたします。また、写真を撮った日付が分かるようにカメラ機能の日付入りで撮るか、写真の裏に油性ペン等で撮影日を記入又は工事写真帳の余白に撮影日を記入してください。

Q15 申請時等に添付する写真についてはデジカメ撮影したものをカラープリンター等で印刷したものでよいですか。

建物の全景とリフォーム部分がわかる撮影日入りのカラー写真であれば、カラープリンター等で印刷したものでかまいません。

Q16 工事を複数の業者に依頼した場合でも対象になりますか。

交付申請時に複数の見積書を添付してください。合計の請負費を確定できれば可能です。いずれも市内業者であることが条件です。

Q17 大工、板金、瓦、塗装などそれぞれ契約した場合、補助対象工事はどの様に判断したらよいですか。

それぞれの契約額の合計から対象外工事費を差し引いた額が対象工事費となります。

Q18 住宅の修繕に伴う電気配線工事や配管工事は対象となりますか。

リフォーム工事に伴う電気工事や配管工事が対象です。パソコンのインターネット配線や電話線工事、テレビのアンテナケーブル工事、ケーブルTVの配線工事費のみ行う場合は対象となりません。

Q19 アパートや借家のリフォームは対象となりますか。

基本的には、持ち家ではないので対象となりません。（例外としては、大家さんが、当該アパートに居住されている場合は、その居住部分に限り対象となります。）

Q20 申請者が自ら施工するリフォームは対象となりますか。

対象となりません。ただし、施工業者が法人（会社）であって、申請者がその経営者又は従業員等のとき、自己（個人）の住宅の改修工事を行う場合、申請できます。

Q21 市内施工業者とは何を指しますか。

直方市内に本店または支店などの事業所を置く施工事業者ことで、会社だけでなく、大工さんや個人経営の工務店等も含まれます。

Q22 店舗、会社等の事務所をリフォームする場合は補助対象となりますか。

補助対象となりません。本事業では居住環境の向上も目的の一つとしており、市民が自分で所有している住宅を市内施工業者がリフォームする場合のみ補助対象とします。なお、店舗併用住宅の場合は、住居部分のみを補助対象とします。

また、商店リフォーム等については、市役所商工観光課(Tel0949-25-2156)へお問い合わせ下さい。

Q23 申請は、業者などに代行して提出してもらうことは可能ですか。

提出を代行させることは可能です。委任状等の書類は必要ありませんが、申請者はあくまでリフォームする住宅の所有者です。申請に関することについての問い合わせ等は、申請者に対して行います。

Q24 申請書類の書き方がわからない場合はどうしたら良いですか。

住宅課へお越しいただき、同課で記入をご案内させていただくこともできます。また、業界団体等から要望があれば、出張して説明することも考えております。

さらに、市のホームページで、様式の記入要領をダウンロードすることもできます。

Q25 下水工事を含む場合の追加書類には何がありますか。

施工する業者が下水工事を下請け業者に発注する場合、直方市の指定業者を確認するため下請契約書又は請書の写しの提出が必要になります。

Q26 工事代金の支払いを銀行振込で支払う場合は領収書の提出が必要ですか。

銀行振込の場合、領収書の代わりに振込依頼書の控え（振込受付書）の写しを提出してください。なお、振込手数料を業者負担とした場合、その金額分の工事費の値引きと判断しますので、変更申請書（補助金額が変わらない場合は、軽微な変更届）の提出が必要です。